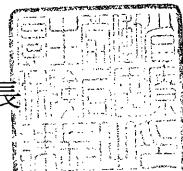


保医発0428第3号
平成23年4月28日

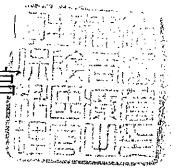
地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)について下記のとおり改正し、本日より適用することいたしましたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1第2章第13部第1節N005の(1)中「乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、」及び(3)を削除する。



(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

別添1	改 正 後	別添1	現 行
第2章 特掲診療料	第2章 特掲診療料	第13部 病理診断 N005 HER2遺伝子標本作製 (1) HER2遺伝子標本作製は、乳癌患者に、 又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に、 抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍 剤の投与の適応を判断することを目的として、F ISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合 に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間 に1回を限度として算定する。 (2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免 疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実 施した場合は、主たるもののみ算定する。 (3) 治癒切除不能進行又は再発の胃癌患者に對し て行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。	第13部 病理診断 N005 HER2遺伝子標本作製 (1) HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者 又は乳癌の転移が確認された乳癌患者にに対して、 抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍 剤の投与の適応を判断することを目的として、F ISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合 に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間 に1回を限度として算定する。 (2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免 疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実 施した場合は、主たるもののみ算定する。 (3) 治癒切除不能進行又は再発の胃癌患者に對し て行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。